

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 11 日

公益財団法人 日本訪問看護財団 御中

厚生労働省医政局看護課

今後の催物の開催制限等に関する取扱いについて（周知依頼）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、催物の開催制限等の取扱いについては、令和 3 年 9 月 1 日付けでお示した事務連絡「今後の催物の開催制限等の取扱いについて（周知依頼）」等において、11 月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされておりましたが、今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、今後の催物の開催制限等については現在見直しが行われており、見直しまでの当面の間は現在の開催制限等を維持することが示されるとともに、その内容について、別添のとおり周知依頼がありました。貴財団におかれましては、財団員の皆様等に対し周知等の御協力をお願いします。

[添付資料]

別添 今後の催物の開催制限等の取扱いについて

参考資料 イベント開催制限等のあり方について（分科会資料）

以上